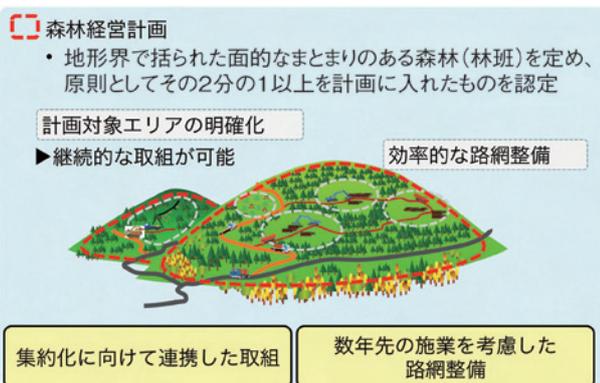


トピックス 1. 森林・林業の再生に向けた取組を展開

- 平成24(2012)年度には、前年度に改正された「森林法」が施行され、適切な森林施業の確保や無届伐採に対する措置が強化されるとともに、森林所有者把握のための届出制度などを導入。また、持続的な森林経営を確保するため、面的なまとまりのある森林を対象に「森林経営計画制度」がスタート。
- 「緑の雇用」事業によって新規就業者の確保と現場技能者の育成を図るとともに、地域の持続的な森林経営や施業の集約化、路網の整備等に関する技術者等を育成。
- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22(2010)年度制定)や「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」(平成24(2012)年7月導入)を実施。「木材利用ポイント」も開始。
- 国有林野事業は、公益重視の管理経営の一層の推進と森林・林業の再生への貢献のため、平成25(2013)年度から一般会計に移行(平成24(2012)年6月に関連法が成立)。



「森林経営計画」のイメージ



木造で整備された公共建築物
(横浜植物防疫所つくばほ場)

トピックス 2. 津波で被災した海岸防災林の再生を開始

- 平成23(2011)年の東日本大震災では、太平洋側沿岸部の海岸防災林にも、津波により甚大な被害。一方で、海岸防災林は、津波エネルギーの減衰、漂流物の捕捉、津波到達時間の遅延等の一定の津波被害軽減効果を発揮。
- 平成24(2012)年度には、被災延長約140kmのうち約50kmで海岸防災林の再生に着手。津波堆積物等に由来する再生資材も活用しながら、樹木の生育基盤を造成。準備の整った箇所では、順次苗木の植栽を進める予定。
- 仙台湾沿岸地区と気仙沼地区の海岸防災林の再生については、国(東北森林管理局)の直轄事業により国有林と民有林で一体的に推進。植栽・保育に当たっては、NPOや企業等の民間団体の協力も得ながら進めていく予定。



海岸防災林の植樹式の模様(左：福島県いわき市、右：宮城県仙台市)

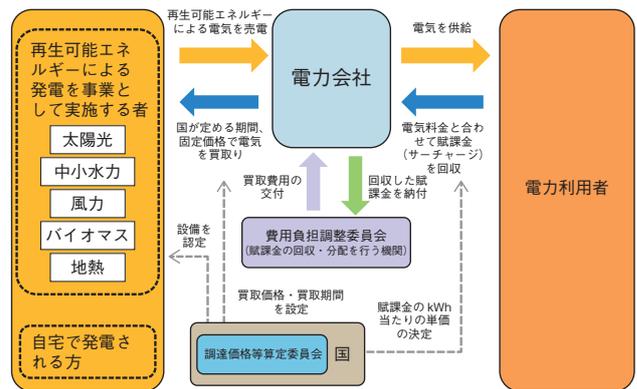
トピックス

3. 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」等により木質バイオマス利用を推進

- 平成24(2012)年7月から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始。再生可能エネルギー源を用いて発電された電気について、電気事業者に買取義務。
- 木質バイオマスについては、「間伐材等由来の木質バイオマス」、「一般木質バイオマス」及び「建設資材廃棄物」の別により買取価格が設定。林野庁では、識別・証明のためのガイドラインを策定。
- 同8月には福島県会津若松市、同10月には山口県岩国市の木質バイオマス発電所が、本制度による認定を取得して売電を開始。



岩国市の木質バイオマス発電施設



「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の概要

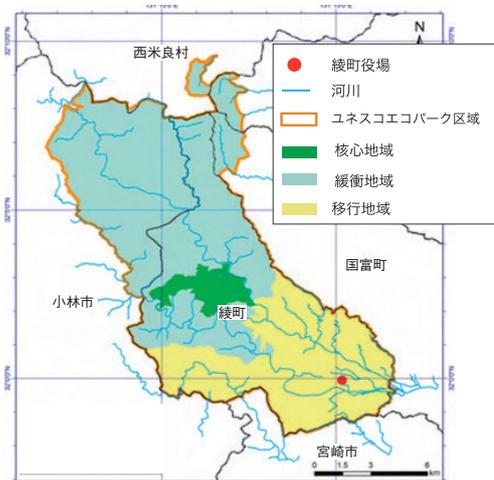
トピックス

4. 綾の照葉樹林が「ユネスコエコパーク」に登録

- 平成24(2012)年7月に、宮崎県の綾地域について、ユネスコの「生物圏保存地域」(ユネスコエコパーク)への登録が決定。
- 国内最大規模の照葉樹林の存在とともに、自然と人間の共生に配慮した取組に評価。我が国では5か所目のユネスコエコパーク。
- 九州森林管理局と宮崎県、綾町、公益財団法人日本自然保護協会及び「てるはの森の会」は、「綾の照葉樹林プロジェクト」として、照葉樹林の保護・復元に協働して取り組み。



綾の照葉樹林



ユネスコエコパークの位置とゾーニング